

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第459回

令和4年10月21日（金）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第459回 議事録

1. 日時

令和4年10月21日（金） 14：30～15：50

2. 場所

原子力規制委員会 13階 BCD会議室

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム員

田尻 知之 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

上出 俊輔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原燃株式会社

決得 恭弘 執行役員 再処理事業部副事業部長（設工認総括、新基準設計）

松本 眞一 執行役員 技術本部副本部長（土木建築）、再処理事業部副事業部長
（土木建築）、燃料製造事業部副事業部長（土木建築）

佐藤 友康 再処理事業部 部長（設工認・耐震）

高橋 康夫 再処理事業部 副部長（設工認）

石原 紀之 燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課長（副部長）
兼 再処理事業部 副部長（設工認）

佐川 貴人 再処理事業部 副部長
兼 燃料製造事業部 副部長

瀬川 智史 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課長

藤野 卓 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

4. 議題

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

資料1 再処理施設 設工認申請に係る対応状況

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻となりましたので、第459回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は、日本原燃再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議システムにより参加となっております。

本日の審査会合での注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

毎回ではございますけれども、テレビ会議での対応ということですので、発話する際は所属、氏名を名乗ってから、ゆっくりと発話をしていただければと思います。

また、説明におきましては、回答する資料番号ページ数といったところを発話の上、よろしく申し上げます。

以上です。

○田中委員 よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。

本日は、第1回設工認申請の対応状況と、次回以降の申請の対応の二つに分けて確認したいと思います。

まず、第1回設工認申請の対応状況について、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃（決得部長） 日本原燃の再処理の決得でございます。

それでは、現在申請上の第1回の設工認の対応状況について、御説明させていただきます。

す。

ページをめくっていただきまして、目次等飛ばさせていただきまして、4ページ、御覧ください。

これが、第1回、現在申請中の設工認の対応状況でございます。補正の申請を7月28日にしており、それ以降の対応状況を以下にまとめております。なお、まとめ方につきましては、前回の会合、8月8日に開催しておりますので、そのときの指摘事項を区分して回答させていただきます。

まず、一つ目、申請対象設備において、抽出プロセスの説明が不十分というコメントを前回受けております。その対応状況でございますけれども、溶解設備とその関連の安全冷却水、換気設備等を代表として抽出のプロセスの妥当性を、現在説明しているところでございます。

また、抽出プロセスの網羅性を確保するために、再処理施設の特有の設備を追加して説明し、網羅性を説明し切りたいと考えております。

二つ目でございます。

類型化の考えを踏まえた説明対応が必要であるというコメントをいただいております。これにつきましては、地震につきまして、設計要件の関係を体系的に整理したことで時間がかかったものの、この整理を踏まえて条件ごとに設計プロセスのまとまりを整理する考え方及び次回申請設備を含めた代表設備の選定の考え方を説明してきております。

また、現在、材料・構造についても同様の説明をしている最中のところでございます。

三つ目でございます。

全般的に申請書記載事項の整理や適正化が必要というコメントをいただいております。これにつきましては、MOXの設工認を参考に、再処理の事業許可の記載内容を踏まえ、設工認に記載すべき事項を適正化しております。

また、設備に共通する条文、例えば閉じ込め機能等でございますが、基本設計方針における共通で記載すべき内容と、個別で記載すべき内容の書き分けの考え方を、現在、説明している最中でございます。

また、屋外施設について、溢水や薬品の漏えいからの防護に対する記載の考え方も説明しているところでございます。

以上のとおり、記載内容の拡充が必要な事項を反映し、次の補正を近々にも提出したいと考えております。

次のページ、お願いいたします。5ページ目でございます。

ここでは、現在申請中の第1回目の設工認の反省事項と、それを踏まえた対応といったところで整理しております。

現在、第1回目の設工認は2020年12月に申請しておりますけれども、そこから2年弱経っております。説明に時間を要した理由ということで、我々の反省事項とその対応を整理したものでございます。三つの項目に分けて説明しております。

まず、一つ目の項目で、技術的論点、地盤や液状化の説明において、既認可や当初の設計に固執して、なぜ、この設計でいいのかといった点に思い至らなかった反省でございます。

また、規制庁とのコミュニケーションが十分取れずに、認識のずれや理解不足によるまま作業を進め、手戻りが発生したといった点の反省がございます。

その反省の対応でございますけれども、電力支援を受けながら、専門的・多面的なレビューを行う体制を構築しました。

また、規制庁ときっちりコミュニケーションを図る要員としまして、社内からは事業許可のときに審査を経験した者や、社外からは審査経験がある電力支援を核とした体制をつくり、ヒアリングや面談で規制庁との認識共有を図って進めるといったことしております。

二つ目の反省事項でございます。

申請書の記載内容の件でございます。炉の記載内容にこだわり、事業許可との整合が十分とれていない記載になってしまったというような反省がございます。

また、申請対象設備の明確化につきましては、国内唯一の設備でもあり、前例がなく、設備数も膨大ということはあるのですが、設備対象が適切に抽出したプロセスの説明の準備が十分できていなかったという反省がございます。それにつきましては、右の欄に書いておりますとおり、設備記載内容につきましては事業許可との整合性を踏まえ、基本設計方針の作成及び添付資料の展開を整理しました。

また、申請対象設備の抽出プロセスにつきましては、資料を整理し、御説明しているところでございます。

上記に基づき、現在、申請書の記載事項や対象設備の明確化の整理の結果を説明しているところでございます。

三つ目です。現在も、まだ一部残ってはおりますけど、縦割りの意識が強いために、全

一般的な指摘事項に対する関係箇所との連携が十分でなく、円滑なヒアリング対応や資料作成において、条文間の横通しや指摘事項の展開が十分できなかったという反省がございます。

これにつきましては、体育館に関係者を参集させたことに加え、横通しを行う事務局がヒアリングにも参加し、各条文のフォローをするとともに、資料の作成、修正段階からレビューという立場だけでなく、作成段階から参画して関係者の関与を強化しているところでございます。

以上が、現在申請している第1グループの設工認のお話でございます。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから、質問、確認等をお願いいたします。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

前回審査会合、8月の審査会合において、7月末に再処理の補正が出されまして、その内容について大枠として確認をした結果を踏まえた上で、再処理施設の特徴が踏まえられていないというような指摘を行わせていただきました。

その後、ヒアリングで、その内容について具体的に確認をさせていただきましたが、やはり当初という意味で言うと、特にMOX施設にはなかった屋外施設であるとか、防護対策施設、そういったものの整理というのが、十分にできていなかったものであるとか、MOXで整理を行ったものが適切に反映されていないなどというところがあって、そこらの意識が足りなかったところというのがあったんじゃないかなというふうに感じていました。

ここ最近になって、申請書本文として基本設計方針に書く事項であるとかについては、整理がされてきたかなというふうに考えていますが、添付書類であるとか補足説明資料とか、その全体としての整理がまだ十分整っていないところとかはまだ残っているというふうに認識していますが、先ほどの4ページのところで、こういった作業をしているというのは記載いただいたところにはなっているんですが、原燃において今後、補正書を近々に提出するというような記載もされていますが、再補正までに向けて、今後どのように整理を進めていこうと考えているか、どういった事項について整理が必要と考えているかについて、説明してください。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

全般的なところとしましては、やはりMOXで、既に第1回、認可いただいている部分、これをきちんと反映するといった部分に対して、少し認識が甘かったところがあるというふうに感じております。

具体的には、再処理側はMOXのヒアリング審査というのを横目に見ながら作業をずっと、7月の補正以来、進めていたわけですがけれども、MOXで整理された結果を再処理は反映すればいいというような、ちょっとそういう軽い気持ちというわけではないんですけれども、そういう意識が少しあったと。

なぜ、MOXでそういう整理に至ったのかという背景までを、きちんと反映するという意識が少し希薄であったというふうに思っております。

そういった部分についてはMOXで、今日、会合に参加している石原ですね、具体的に石原に積極的に再処理側の整理にも関与していただいて、MOXの考え方といった根本の部分から認識を合わせしながら、資料を再構築しているというところがございます。ここは全般的なところになります。

こういった対応で、今後の添付書類、基本設計方針のほうは大分進んできておりますけれども、添付書類のほうにも併せて、その添付として書くべき事項というのはどういうものなのかといったところを、MOXの知見を反映しながら精度を上げていきたいというふうに考えてございます。

ほかに、4ページにも、個別具体の部分、例示で書かせていただいております。一番上の申請対象設備の抽出プロセスの部分ですがけれども、こちらについては、基本設計方針を、基本設計方針から導かれる、要求される系統機能ですね、こういったものが、これまで説明している設備で網羅的に説明できているかといったところを、しっかり全体俯瞰して網羅性を、十分網羅できているとお示ししていきたいというふうに考えてございます。

現状、そういった整理をすると、この上のカラムの二つ目の四角に書いてあるとおり、再処理施設の特有設備、特に液体廃棄物だとか、固体廃棄物、そういった部分の説明が少し抜け落ちているというところが見えてきておりますので、そういった設備を追加で説明させていただくことで、この抽出プロセスの妥当性、全体を説明していきたい、補完していきたいというふうに考えてございます。

二つ目の類型化、これはこちらに書いてあるとおりなんですけれども、特に地震とか材料構造という部分の耐圧評価ですね。こういったところは既認可から内容が追加、新たに

追加されたというものではなくて、インプットが変更になるような、やり方は基本的には同じなんですけれどもインプットが変わってくるようなもの、こういったものに対しての申請の設計の方針のまとめ方、そういったところに少し足踏みしてしまったところがございまして、そこは今まさに審査していただいておりますが、そういった考えをきちんと材料構造ほかの条文にも反映して、しっかりいいものに仕上げていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。

今、説明の中にあつたように、設計として何を担保しなければいけないのかというところを、再処理施設の特徴も踏まえた上で、自分たちの設計として何をしっかり担保して、申請書に記載しなければいけないのかというのをしっかり考えて対応いただくことが、何より重要なかなというふうに考えています。

今、ある程度、細かく説明いただいたところではあるんですが、例えばヒアリングや会合において、明示的に指摘をしたようなところというのは、当然、対応されることが多いんですが、それを踏まえたほかの部分というのが、当然、水平展開しながら対応しなければいけないというときに、多少、対応の軽重が存在しているときもあるかなというふうに感じているところもあります。

なので、そういった点についても注意した上で対応いただければと思うのですが、そういった点に関して、認識だけ確認させてください。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

御指摘の点、なかなか、先ほど悪さ加減のところ縦割りといった部分が、ちょっと反省事項としてお示ししましたけれども、条文を担当している人間ばかりに任せるのではなくて、事務局も積極的に入り込みますし、あと、先行のMOXの知見を有している人間、そういった部分の客観的な視点というのも取り込みながら、抜け漏れないように対応していきたいと考えております。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁です。よろしくお願いいたします。

今、MOXとか等のコミュニケーションの話になったんで、その関連で補足して、さらに1点確認させていただければと思うんですが、MOXとのコミュニケーション等に関しても、以前に比べれば大分取られるようになって、MOXで指摘した内容が再処理で対応されると

いうことも増えてきたかなというふうには感じているところなんです、ちょっとまだ、やはり担当者間で軽重があるかなというふうに感じるどころが多々あります。

例えば、外部事象の条文において、火山のほうで、建屋自体が再処理であるならば防護対象になるので、そういったものに関する整理が必要だという話をして、外部事象なので、当然、そのほかの外部火災などであれば、その他の外部事象というのは同じように対応しなければいけないんですが、ほかの担当者において、そこまでの認識がないというふうに感じとれるような回答をされることとかがありました。

コミュニケーションを取られるようになってきたんだと思うんですが、それぞれの各担当が当事者意識を持ちながら、事業者内で必要な情報共有を行った上で対応していただくと、ただ、それが重要かなというふうには考えているんですが、今後の意味も込めてですが、各担当者の認識や作業レベルの底上げで、そのレビューの方法等について、どのような対応をしていこうとされているかについて説明してください。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

こちら、先ほど、ちょっと5ページの内容に入り込んでしまうようなところもあるんですけど、最後のところですね、右側に反省事項を書かせていただきました。事務局が、出来上がったものを表面つらを確認するというのではなくて、しっかり資料の作成段階、修正段階から入り込んで他条文で受けている事項に対する認識というの、一緒に水平展開する観点で、知見を、すみません。指摘されている内容の認識を合わせながら、下から底上げするような形で抜け漏れなくやっていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

今、おっしゃっていただいたように、単なる文言の共有ではなくて、その問題意識とか、自分たちにどう関わり得るのかといったところも含めて情報共有等を進めていただいて、各担当者におけるレベル、各担当者における認識というのは、当然認識を持っていただくことも重要なんですが、そういった作業等をしながら、徐々に認識を高めていただくと、ということなのかなというふうにも感じています。

今回に限らず、この後、第2回の話もされると思うんですけど、そういった点にも関わる話だと思うので、適切な対応をよろしくお願いします。

○田中委員 あと、よろしいですか。いいですか。

それでは、その第1回設工認申請対応等につきましては、日本原燃においては、これま

での指摘事項等を踏まえて、必要な対応を計画どおりに進めていただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

それでは次に、次回以降の申請の対応について、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃（決得部長） それでは、今後、申請する設工認の内容について、御説明します。

ちょっと目次、タイトル等を飛ばしまして、7ページ、お願いいたします。

次回以降申請する設工認の申請方針でございます。

まず、申請計画の変更といったところの欄でございます。現在申請中の設工認の審査期間中に設計が進捗したことや、廃棄物管理施設の低レベル廃棄物保管量の最新のデータ等を考慮しまして、申請当初計画した申請計画を変更して、次回以降の申請をまとめて申請することとしたいと考えています。

具体的には、すみません。8ページ、お願いいたします。変更前、変更後とございますけれども、変更前、第2グループ、第3グループと分けて、あと二段階に分けて、残り8本を申請する予定でございましたけれども、変更後に書いているとおり……。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。すみません。途中ですみません。

ちょっと画面の共有がちょっと進んでいないようなんですが、これはネットワークが繋いでないのか、それとも、ちょっと対応されていないかと言うと、どちらですかね。

○日本原燃（決得部長） ちょっとネットワークがいてないようで、こちらでは操作は終わってるんですが、画面が表示されておられません。申し訳ございません。

8ページの、今、説明をしているところでございます。

○田尻チーム員 分かりました。規制庁、田尻です。

それでは、資料のページ番号等を含めた上で説明いただければと思うので、よろしくをお願いします。

○日本原燃（決得部長） はい。それでは、申請計画の変更の概要ということで、8ページ、御覧ください。

変更前は第2グループ、第3グループと分けて残り8本を順次変更する計画でございましたけれども、第2グループ、第3グループを一つにまとめるといったところで、変更後に書いているとおり、本数も4本に合本しまして、同時期に申請して説明をしていきたいというふうに考えております。

7ページに戻ります。7ページのところで、申請方針のところでございます。まず最初の四角のところがございますけれども、再処理施設は申請対象設備が多いことから、設計方針、評価方針を踏まえて、設計プロセスが同じ設備は同様の説明を繰り返すのではなく、設計条件、すなわち事業許可における設計方針及び技術基準規則の要求事項ごとに設計プロセスを取りまとめる整理、すなわち類型化を実施し、既認可からの変更の有無を踏まえて合理的な申請書をまとめることとしています。

具体的には、9ページ、10ページでございます。

9ページを御覧ください。詳細な説明は本日は割愛いたしますけれども、条文ごとに許可における追加・変更事項を整理しまして、この設工認での内容が変更なのか追加なのかを整理し、主な説明事項、また、代表設備の選定の考え方などを条文ごとにまとめて、類型化の方針を日本原燃としては現在、考えております。

また、詳細の説明は、今後、規制庁さんとやっていきたいと考えております。

7ページにお戻りください。

新規制基準を踏まえて許認可から、二つ目のレ点でございます。新規制基準を踏まえて許認可から変更のある事項につきましては、まとまりごとに設計プロセスを説明する代表設備を選定し、設計方針から評価結果まで、一連の設計を示すとともに、代表以外の設備につきましては、その評価結果を示すという方針にしております。

また、既許可から変更のない事項につきましては、事業許可や技術基準の要求事項を既認可との関係性を示して、既許可の内容が変更する必要がないことを説明した上で、既認可の呼び込みを行うということにしております。

なお、上記の方向性につきましては、現在、規制庁と面談を通じて相互理解を図っている最中でございます。

また、今後申請する設工認におきましては、先ほど第1グループの反省事項を説明させていただきましたが、その内容を継続するとともに、積極的に面談等を活用しまして、規制庁とのコミュニケーションを図りたいと考えています。また、先ほど指摘にありましたように、全員が説明方針の共通認識を持って説明責任を果たしていけるよう、各種の工夫を凝らしていきたいと考えております。

以上、今後、説明、申請する設工認の内容でございます。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認をお願いいたします。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

先ほどの第1回申請のところについて指摘したものとも少し関連してですが、1点指摘させていただきます。

第1回申請においては、設工認申請の本文、添付書類、補足説明資料、それぞれに何を書くかというところで、それなりの時間を要したかなと感じています。

第1回申請部分という意味でいうと、申請対象が限られていたということもあって、最近になっては整理がされてきているところだとは思っているんですが、第2回申請になりますと、申請対象設備が大量に増えることもありますし、また、先ほど少し触れられたのかなというふうには思いますが、担当者の方も、今まで以上に関係条文が増えることで、どんどん増えてくる形になるかなというふうに思っています。

そういった人たちも含めて、今回の資料で述べられているもの以外に関しても、様々な指摘を行ってきているところだと思うんですが、そういった点について、認識をしっかりと共有いただいた上で体制を構築して対応いただくことが重要かなというふうに思っているんですが、その辺りの考え方について説明ください。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

今、田尻さんがおっしゃられたとおりにかと思っております。

体制の部分としては、先ほど、少し紹介いたしましたけれども、事業変更許可、弊社内の人間でいえば、変更許可の審査を担当した人間、こういった人間を積極的に表舞台に出して、私ども事務局と意思疎通を図りながら、今まで第1グループで指摘を受けたところについての考え、思いというのを共有しながら、底上げを図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 規制庁、田尻です。

第1回申請、それなりに時間がかかっているところはありますが、様々な反省事項で、それを踏まえた対応をしなければいけないところというのも理解いただいたところだと思いますので、そういったところをしっかりと活かしていただいて、第2回申請では不要な手戻り等がないように審査できればというふうに考えていますので、よろしくをお願いいたします。

○田中委員 あと、ありますか。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

第2回申請ということで、対象設備は膨大となりますけども、説明いただいたとおり、いわゆる類型化というのがポイントになってくるというところだと思ってます。

これについては、もう、令和2年6月の規制委員会の資料でも示していますとおり、その辺はポイントだと言っていますけども、今、2年経った、2年以上経った現在、耐震の、特に機電の部分については、ある程度整理が進んでいるのかなと思いますけど、全体としては、まだ、まとまっていないという状況なんですけども、今後、SA設備の強度計算とかあって、そういった検討も進められていると認識してはいますが、これらに向けて、事業者の課題認識であったり対応方針など、説明いただけますでしょうか。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

機器耐震に次いで、やはりこの類型という考え方というか、まとまりをつくっていくことの重要性が活きてくるのは、材料構造、耐圧強度かなというふうに認識しております。

耐震も耐圧強度も、これは既認可でももともと要求のあった評価ものになりまして、既認可でやられている内容との相違点、新規に何か新たな手法を持ち込んでいるのか、条件変更だけで済ましているのか、そういったところに十分配慮しながら、設計の方針というのをまとめていかなきゃいけないというふうに認識しております。

今、耐圧のほうにつきましては、そういった整理がまだまだ不十分であったといったところで、機器側のその考え方というのを取り入れながら、いま一度、その設計方針という部分を、どうまとめていくかというのを再考しているところでございます。

そういったところが一番、類型を進めていく上で、次回へ向けての類型を進めていく上で、非常に大事なところかなと思っております。そういったまとまりをつくった上で、さらに代表を、何の機器を代表に説明していくのかと、そういう代表設備を幾つ抽出するんだといった部分についても、できるだけ繰り返しの説明、繰り返しの申請書の構成、そういったところをできるだけ避けるために、上手に選んでいかなきゃいけないというふうにも考えてございます。

そういった部分、非常に難しいところだろうなと思いつつも、そこに注力しななきゃいけないという認識でございます。

以上です。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

今、説明あったように、基本方針というキーワードもありましたけど、結構、耐震でも苦労したところで、皆さん、今日の資料の5ページにもありましたけど、当初の既認可だったり、当初の設計に固執しというので、なかなか整理が進まなかったところがあって、基本方針として上流からどう類型、まとまりを見ていくかというところで、だんだん話が進んでいったのではないかと思います。

それが展開されているので、材料構造もだんだん整理を進めてというところだと思いますけど、その辺り、しっかりですね。先ほど、他条文との関係みたいなところもありましたけど、きちっとコミュニケーションを取って、同じような考え方で進めていけるようにいただければと思います。よろしくお願いします。

○田中委員 あと、ございますか。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

もう一点。あと、その強度という関係ですけども、その強度計算につながる材料構造の対応は今言いましたように、第1回でも一応申請範囲というか冷却塔がありますので、話を聞いているんですけども、まだまだ整理途上ということですが、今後、新規のSA設備だったり、あとはそのSA設備でも既設を兼用としてSA設備に登録するものというものもある中、なるべく同じことを審査しないようにという観点で、申請書類のほうをどういうふうにまとめていくかみたいな考え方、あれば説明いただきたいんですが、いかがでしょう。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川でございます。

ちょっと申請書の構成というのが、まさに今、どうすべきかというのを悩んでいるところでございますので、なかなか明確な回答にはならないですけれども、耐圧強度につきましても、既設設備であって、今回、重大事故対処設備を兼用するもの、そういったものは、入力条件が変わるだけというふうに考えております。

一方、新たに設けるSA設備ですね、これは既認可では耐圧強度はやっておりませんので、既認可でのその耐圧強度のやり方といったところを参照しながら、同じというか、評価の方法として、同じような分類に当てはめて、耐圧強度の結果というのを示していくという流れになろうかと思っております。

そういった特徴をどう申請書に書き表すのが最も無駄を省けるのかというところについては、まさに今、ちょっと検討している最中ではございます、すみません。今日の、この会の場では、明確にこうだというふうにはちょっと御説明できないところでございます。

以上です。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

そういう構成については、メインは第2回でありつつも、第1回の中でも基本方針は申請範囲とされ、本文の方針、あとは添付書類の方針ですね。あとは、強度計算書も骨格が示されてというところで、引き続き、話を聞いていきますから、その辺り、しっかり整理して、今後、また御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○田中委員 あと、ありますか。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今のやり取りにも少しありましたけれども、令和2年6月にこちらから審査方針を示させていただいて、その際に、原燃のほうには、申請に当たって整理をしておくことということで設備、申請対象設備を明確にすると。

それに対して、どう分割をしていくのか。それが、その基準との関係だとか機能との関係ということで、各回で、どういう審査をして積み上げていくことが必要なのかというのを、初回にしっかりと議論をして、計画的に進めていけるようにということをお話をさせていただきました。

その点で、今日、説明もあったように、申請書の形態を従来の申請書の形から、実用炉の運用を参考にして基本設計方針というところで骨格をまとめた上で、個々の設備の申請をしていただくということになり、今、上出が言ったように、その基本設計方針の下に、添付書類のほうも方針から計算方針、計算結果ということで、体系的にまとめるということ。これについても実用炉で、既に体系が取られているので、それを参考にしていきましょうということで、この2年、その申請書の書き方というのは、どういうふうになればいいのかということをお話をしてきたというところだと思ってます。

今日の耐震のその類型、この先の話だったり、強度だったりというところも、第1回については、その申請対象がMOXのほうも建屋のみということでしたし、再処理のほうも冷却塔と、その周りの飛来物防護ネットだけというので、第1回の範疇においては、類型だとか代表ということとはあまり関係なく説明をしてきているというところなんですけど、ここまでその話題をしているのも、第2回、今後に向けて申請書添付書類の骨格というのはしっかりと定めて、第1回がその礎になるようにということをやってきたというふうに思っています。

その点で、先ほども話がありましたけど、耐震のほうの、特に機器の関係については、ある程度、体系が取れたかなというふうに思っているというところで、それも、個々の機

器の機能が何で、その機能を達成するための耐震設計なんだという思想を、しっかりと入れ込んできたということだと思っています。

そういう思想については、強度も一緒ですし、ほかの機能に関しても、ほかの説明項目についても一緒だろうと思いますので、その思想の下に書類作りをどういうふうにしたらいいのかということで、書類の体系も結局一緒だと思いますから、その体系を、よく担当間で話をして、統一的な運用ができるようにというふうにしていただければと思っていますけれども、現状の、その第2回に向けての作業状況というのは、そういうところは取り組まれているということによろしいですかね。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

具体的な書類構成をどうすべきかといったところ、あと、先ほど、古作さんが御指摘されたような、そういう安全機能との関係整理、そういったところを踏まえての書類構成をどうすべきかといったところについては、具体的にもう、具体案というのを社内的には検討しておりまして、それについても、また、面談等の場で御相談させていただければなどというふうに思っております。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

分かりました。まずは、その第1回のほうで必要な部分は、ヒアリングでも確認させていただき、また、それにつながるところでの第2回の部分については、面談でまた、聞かせていただいて、場合によっては、内容ある場合には、また、来月とか、審査会合でも議論ができればなどというふうに思っています。

少し振り返りになるんですけども、令和2年6月の審査方針を提示した以降から、特に強度の関係については、まだ今日の資料でも検討中の部分があるという形になっていて、実は、この話題を振ったのは最近になってからで、2年も経とうとしているのに最近になってしまった理由を少し考えていたんですけども、基本的には、第1回申請の冷却塔の部分については既認可から変更のない部分ということなので、原燃においては、あまり説明するつもりがなかったというところと理解を、今になってはですけども、しています。

一方で、我々としては、先ほど言ったように基本設計方針があったり、それに基づく添付書類での、その後につながる類型を踏まえた申請書の体系というところは取っておく必要があるのかなと思っています、それについての議論が遅れてしまったというところなんです。

審査の経緯とすると、最初にMOXをやって、その後、再処理というふうに進めたことも

あって、MOXでは強度の関係がなかったものですから、それで遅れた部分もあるんですけど、プラス、その変更なしだったというところもあろうかなと思ってます。

変更なしのところで説明不要とされてしまっているのも、我々から、変更がありやなしやというところで審査の軽重をつけるということを示したことが背景にはあるんじゃないかなとちょっと思っています、その点では少しミスリードをしてしまったかなという反省をしています。

我々としては、その変更なくても、仮に、結果として変更がなくても、それでよかったのかどうかということは確認をしていかないといけないなと思ってまして、その点でのヒアリングの進め方、あるいは、今後補正される際に申請書でどう書くべきだったのかというようなことというのを早めに共通理解を取っておくべきだったかなというふうに思っています。

一例なんですけども、こういった相互に、こうであろうという思い込みの中で、うまく検討課題として挙げられずに、触れなくて時間が経ってしまったというようなことが今後ないように、気をつけていきたいなというふうに思ってるんですけど、そもそも思い込みというところがあって、なかなかこういうのがありますとすぐには言えないんですけど、原燃の中で、これまでのこの2年間とかを通じてちょっと気になることとかというのがあれば、今、聞きたいなというところもあるんですけど、何かございますか。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

確かに2年経って、今、この状況で、まだ第1回の申請についてまとめ切れていないところがあるというところの状況ではあります。

それは、やはり、一つは我々のほうの体制であったり、その新規制基準を受けた設工認って一体どういう設工認だというところの認識が、やはり、うまく規制庁さんの考えとマッチしてなかったところはあるかなと。

やはり、既認可をどう持ってくるかというところと発電炉を受けて基本設計方針から展開をする、そこで網羅的に抜けなく既認可をうまい具合に使いながら、新規制基準の適合性を説明するというところが、どうやったらいいのかというのが、やはり手探りだったというところがあります。

そこは、やはり、もうちょっと早く御相談しながら、こういう申請書づくりがあるんじゃないかというところは、もっと早く手が打てたんじゃないかなと思っているところです。

そこは、我々からも、やはり言いづらかったのかどうかあれですけど、なかなか言い出

せなかったところはあって、なかなかうまく回らなかったかなと思ってます。

ただ、その途中から、やはり、どこかに軸を置いてやらなきゃいけないということで、MOX先行でやらせていただくということで、既認可を通し、新規制基準の設工認って、こうあるべきだという姿を、やはり、どうつくっていくかというのは、積極的に話をさせていただいて、うまくいったかなと思ってますので、やはり、そういう経験を基に、再処理側も、第1回、速やかに今後、軌道修正した上でもっていければいいかなと思います。

ただ、やはり困ったことがあれば、積極的にこちらからもアプローチをさせていただいて、御相談させていただくというのが必要かと思っているところでございます。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

ありがとうございます。それで言うと、今も言われたんですけど、MOX先行で比較的進められたかなというところを、その後、再処理に移行したときに、また少し手間取ったというところの要因の一つには、十分認識されなかったというところもありつつ、もう一つ、そもそもの組織体系として、再処理については施設機器が多く、建屋は複数あって、部署もそれぞれにあるということ。

その部署ごとに設計活動されていたという実態があって、当初、ほかの設工認とかも含めても、それぞれごとに対応されるものですから、我々としては、人が変わると言うことが変わる、やっていることが違うというふうに見えていて、合理的に進められないというようなことがあり、今回、全体整理をしてやっていきたいと思いますということをお話をさせていただきました。

そういったところの問題点が、やはり再処理に移行してくると、まだ、出てきているんじゃないかなというふうに思ってます。

その辺りで、それぞれで結局やってしまうと、その差異を、どこにあるのか、それがいいのか悪いのかというのを、一つ一つ話をするようになってしまって、双方に労力がかかるということになってしまうのかなと思ってます。

それがないように類型をちゃんと整理をして、代表的に対応できるものを抽出して、それで審査を進める。それ以外については同じようにやるというふうにならないかなというふうに思っていたんですけども、一方で、設計については、結局、実態としては各部署がやっていて、本当に一緒なのかというと、最上流からの仕様を定める、骨格の機能とか仕様は統一だとは思いますが、実際の設工認になっての詳細設計という段階になると、そ

れぞればらつきが出てくる部分があるかと思えます。

それを、そのばらつきがどういうところにどれだけあって、それを統一して表現するためにどう整理をしていけばいいかというのが、今回の類型なり代表の選定といったところでのみそかなというふうに思ってます、その辺りをどうまとめていくんだというところだと思ってます。

それは、まだ十分検討できていないということなので、検討の各断面で適宜相談いただければ、こちらの認識というのはお伝えをしますけれども、少なくとも、今言ったところでいうと、書類を、各部署、各機器、一生懸命作るというのは、作るほうも労力がかかるし、我々のほうも見るのが手間になり、その審査で混乱をすることになりますので、令和2年6月のペーパーだと、審査方針として代表機器というふうに言いましたけど、これは、こちら側だけの話ではなくて、申請者側のその申請書づくりであったり、その対応する補足説明資料づくりというところでの作業量にも関係してきて、やみくもに資料を作ったからいいでしょうということではないというふうに思ってます。

というところでいうと、原燃の作業量をいかに効果的にマネジメントしていくかといったところの考えにもつながると思ってるんですけど、その辺りで、どう作業を進めていくつもりなのかというお考えをお聞かせいただければと思います。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

実態として、設計を進めるに当たっては、許可に携わった条文担当者が物づくりに必要な設計条件というものを設計条件書というような形で共通的な方針書を作り、それに計算を含むようなものであれば、その計算手法、計算方法まで具体的にその計算方針書というような形で方針書をまとめて、それを各設計部隊、施設課に引き渡し、それを、さらにメーカー側に発注するときに添付して渡すというようなやり方で、これまで設計を進めてきております。

その中で、イレギュラーな対応が発生する場合には、必ず施設メーカーから施設課、そして、施設課からその条文担当といったところにフィードバックがかかるようにしております。

それが、そういった流れで設計を進めてきておるんですけども、今、既に設計が終わった中で、本当に条文側から出した設計方針どおり、計算方針どおりになっているかといった部分については、その条文の条件を定めた人間たちは、直接確認をしているわけではなかったのも、これ、事実です。この確認作業は施設課さんのほうに任せていたと。

その部分について、一度、条文担当者が、しっかり指定したとおりにやられているかどうかというのを、チェックするというのを、まずやっていきたいと考えておりますし、また、その条文、個別に動くとはやはり、条文のある、凝り固まった視点で終わってしまいますので、さらに、その条文間の対応の横串という意味で、私たちの許認可業務課が入り込んで、その他条文の観点と他条文の観点、何か齟齬はないよねというようなところの横串を図っていく、そんな対応をしていきたいなというふうに思っておりました。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今、言われたところをしっかりとやっていただくということだと思んですけど、従来の設工認だと、各機器ごとに最初から最後まで一連説明をそれぞれにしてしまうという体系になっていて、現状の原燃の組織体系だと、そのほうがやりやすかったと。それぞれ違ってもいいからという感じの書類作りだったんですけど、今回は一式の、一気に審査を受けたいというようなことがあって、合理的にやらなきゃいけないので、計算方針とかも一式まとめて、同じ形でやっていきたいということになると、実態としては、それぞれがやっているのに、方針としてまとめるという後づけ的なところにもなってきて、それが現実から外れていかないように、しっかりと実際の状況というのを確認しながらまとめ上げていくということが大事になろうかと思えます。

その中で代表で、全体説明ができること。そこから外れるものは、その部分をちゃんと説明をするということなので、説明の方法というのをまとめていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

あと、ここまで少しお話ししてて、2年経ったところでもあるんですけど、設工認の、まだ初回の数機器しか審査してないという状況で2年かけてしまったというのは、かなりの反省事項にもなろうかなと思っていて、今後、もう少し、ちゃんと的確に進むようにということになっていければなというふうに思ってます。

といっても、これまでも特に地盤の関係でのモデル、あるいは液状化の扱いというようなことについて、原燃、検討中のところでも審査会合を月、1、2は開いて検討状況を聴取して、こちらの指摘と違った対応を取られているというようなことであれば、軌道修正のコメントしたりということ、なるべく後戻りのないように審査を進めてきたつもりではあります。

それでも2年ですので、さらに何か改善が、する必要があるのではないかという視点で、

常にいろいろと考えております。

その点で、原燃のほうでも、何か思うことがあれば言っていたきたいというところで、こちらから思うのは行政相談は幾つか受けてはいるんですけど、その相談自体が断片的で、全体に本当にそれで進むのかみたいところが、よく見えないというところがあって、そういう点では、先ほど、思い込みの話もしましたけれども、もう少し俯瞰的に見て改善をしていくという意識を持っていく必要もあろうかなというふうに思いますが、原燃で何か思っていることがあればお聞かせください。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

ちょっと類型の部分と、ちょっと重なってしまうようなところはあるんですけども、まず、書類のまとめ方として、しっかり方向性の認識合わせを面談等を通じてやっていきたいといった部分が一つと、あと、先ほど地盤、液状化の部分が例示されましたけれども、やはり、次の、次の申請においても、もしかしたら、これって認識が違くなるんじゃないのというようなものたち、その論点を含みそうなものたち、こういったものについても積極的に、私たち、こういうところ、少し説明が大事だろうと思ってますとか、そういった部分を積極的に情報を発信させていただけたらなというふうに思っておったところです。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

大事だと思うところは、恐らく、これまでも言われてたと思いますし、対応していけると思うんですけど、ここは要らないよねと思うようなところとか、言わなくても大丈夫だろうと思うようなところを、あえてしっかりと確認を取っていくというふうに言っていたくと、抜け落ちがなく、後からどんでん返しを食らうというようなことを防ぐポイントにもなるかなと思いますので、その点、こちらも気をつけますけれども、皆さんのほうでも意識して対応いただけると助かります。よろしくお願いします。

○田中委員 あと、ありますか。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけども、担当のほうから個別具体的にいろいろ今日お話をさせていただいて、私のほうからは、これまでの全体の総括的な話をさせてもらってと思っているんですけど、まず、原燃のこの設工認の話というのは、申請される前に審査の進め方を示して、面談等で理解の促進を図りつつやってきたと。

なんだけれども、結果的に今日、5ページ目にあるように、我々からの指摘の理解不足とか、原燃の検討の不足ということで手戻りが発生して、結果的に改善とか、その修正に

相当時間を要したということで、さらに、こういった改善のために、原燃、5ページに書いてあることもやっているんでしょうけれども、我々としても、審査会合後のラップアップですとか、私も含めて管理職ベースの面談で相互理解を深める対策という、適時にそういった対策を打ってきた。

この対策というのは、先般、9月7日の規制委員会でも報告された、電力会社の経営層との意見交換会を踏まえて、新規制基準適合性に係る審査の進め方で議論された内容、方針というものに、これは沿ってある以上のことを、我々、取ってきたというふうに思っています。

この審査の進め方というのは、原燃だけでなく、総合的にというところがあって、今、注目されているようなところであるんですけど、結果的に1回目の申請の中では、原燃もいろいろ、電力からの支援とか、いろんな対策は打ってきたんだけど、結果、大きな効果、そういう最終的にそこが結果には結びつかなかったというふうに、僕は見えています。

2回目の申請のほうなんですけど、これは対象設備が多くて、先ほど来、ずっと話をしているように、この類型化を踏まえて代表機器を中心に審査を進めるという方針を我々示して、原燃もそれに関して検討はしているんだろうというところなんですけど、この2回目の申請で、代表を選ぶという、その代表制の説明というのが相当重要であって、その結果、審査で具体的の内容を確認する必要のある設備が何であるか。その数が、多分、この審査機関みたいなものを相当決定づける主要な要因になってくるんであろうというふうに思っています。

これ、多分、原燃にとっては、最重要事項なんではないかなというところとっていて、これは我々にとっても、資源の配分という意味では、審査の体制に大きく影響を及ぼすので、私としても相当な関心事項ということになるわけで、それで、これまで本件に関して9月、10月と今日、決得さん、出てますけれども、6回ほど面談をして、その考え方を聞いてきた結果が、今日の、先ほど来の説明であったというふうに思っています。

これまでいろいろ聞いてきた印象としてですけども、原燃というのは、今、現状必要な設計とか確認というのは、実は全部終わっていると。先ほどは瀬川さんから、その話がありましたけど。そうすると、許可を踏まえた詳細設計に関わるプロセスを、全てやった事実があると。それを、どの部署がやったかというのも、ちゃんと、もう分かっている。誰かが必ずやったわけですから分かっている。その全体のプロセスなり、全ての事項が把握できる状態にはあるはずなんですよね。

この代表設備の選定というのは、そのプロセスの中の通ってきた類似性とか、そういうことを丁寧に整理するという作業になって、それを検討するということになるんですけど、その検討する部隊は、多分、今日ここに座っている皆さんということになるんですけども、先ほどもちょっと話が出てたように、皆さん自身が、その通ってきたプロセスの中身を、その事実というのを、ちゃんと把握し切れていないと。

だから、今までやっている、いろいろ検討はしているんだけど、検討の内容に深みが無いとか、詰まってないと。詰まってないというより、内容を知らないで情報不足によって詰め切れないというのが、多分、私の今、6回ぐらい面談をした、その印象ではあるんですけど、ここがしっかりしてないと、多分最初の審査、審査のときには、その代表選定の妥当性みたいなところを確認しようと思ってますけど、結局、ここでつまづいて手戻りが発生するということが懸念されますと。なので、ここをしっかりと詰めておいていただかないといけないと。

次に、既に完了している設計とか確認というのが、本当に、要は必要なことが、要するに許可どおりであること、技術基準に適合していることというのが必要なわけで、その確認というのが個別の担当部署とか、場合によっては、みんなメーカーに委ねてしまっていて、この辺りの確認がしっかりできていないと、これも手戻りが発生すると。現実的に1回目の申請では、ここで手戻りが、大きな手戻りが生じていると。

それが1個に対して手戻りが生じているのに、今回は何千、何万ある中で本当に大丈夫ですかというところで、先ほど、これも瀬川さんが少し言ってましたけど、チェックが必ずしもしっかりしたチェックができていないということで、結果、結局、今まで何をやってきたかといったら、曖昧な計画のまま設計の個別の設計部隊にお任せして、そのチェックもできていないというのが、今日の瀬川さんの説明は、簡単に言うと、多分そういうことだったんじゃないかなというふうに、僕は聞いていました。

結局、これまで指摘が理解不足とか、いろんな問題ありましたけど、今言ったような、皆さんが我々より情報をきちっと的確に把握できていないというところが、この指摘が理解できないという一因でもあるというふうに思っていますと。

結局、原燃は今、全ての情報をもう持っているんですよ。この情報をいかにちゃんと使って2回目の申請をしていくか、説明をしていくかというところが全てで、ただ、全ての情報はあつたんですよ。あるけど、知らない人たちが計画をしていると。

さらに、もうちょっと言うと、今日の説明の中で、申請書はもう作り始めてるんですよと。

でも、その申請書は計画的に作ったものでないから、やっぱり多分、詰まってないんじゃないかということになって、結局、詰まってない計画を実施して、チェックもままならないまま申請がされたりすると。これの繰り返しが今までだったんじゃないかというふうに思うわけで、今日、私は印象を述べたんで、間違っていれば言っていただければいいんですけど。

この後、5ページに踏まえた対応と、さも、一部は、今やってみすみたいな書いてあるけど、もうやって大丈夫ですよみたいな書き方になっているんだけど、ここが甘いんですよという。特に、この大きな四角が五つぐらいあって、上二つと下1個は、相当甘いですよ。今やってみすみくらいでは、2回目は、きっと乗り切れないんじゃないかなというのが、あくまで印象なんで、反論があれば言ってください。

○日本原燃（決得部長） 再処理の決得でございます。

御指摘ありがとうございます。

長谷川さんがおっしゃったとおり、もう、設計が済んでいて、物がほとんどある状態でございます。おっしゃるとおり、インプット、条件を示して、もう物が出来上がっていると。その設計プロセスの把握といったところで、先ほど瀬川が言ったとおり、条文担当が条件を示して、施設課、メーカーがそれを具体化してやってて、イレギュラーは連絡来るはずだという、はずだというところで終わっているといったところ、そこが弱い。

まさしくそうだと思っておりまして、その条文担当、もしくは事務局、横通しをする事務局が、その内容をちゃんと調査して、整理して、ヒアリングなんかに臨むといったところが、きっちり胸を張って説明できる、すなわち類型化の代表機器が幾つでいいのかというのを、きっちり胸を張って説明できるとこだと思っております。

えてして、条文担当が、その条件どおりできているといったところで走っている点がございましたので、実態の現場とのミスマッチで手戻りが起きたりというのが、第1グループでもあったと思いますので、その実際の、もう、物がありますので、その我々が把握する状態にあるといった、まさしくそのとおりでございますので、調査をして整理をして、きっちり、その自信を持ってヒアリング、面談等に臨んでお話ができるといったところが大事なポイントだと思っております。

また、5ページのところ、決して我々、これ全部ができて、胸を張っている状態ではございませんでして、まだまだ足りない点はありますし、加速していく点があるかと思いません。具体的には、日本原燃の中で情報を共有する会議であるとか、戦略を検討する会議と

か、いろいろ各種会議があるんですけど、本当にその会議が機能的に働いて、みんなが一緒の認識を持っているのかといったところの問題点もございますので、体育館全員が同じ認識で同じ方向へもっていけるようにやっていくというのが、今、ここにいる私とか松本の役目だと思っておりますので、その辺、改善して、今言った調査、整理をして、きっちり胸を張って相談をかけれると。

また、先ほど、古作さんにも言われているとおり、どうしても原燃、今までのところ、待ちとか受けといった姿勢が、多々見受けられるという御指摘だったと思います。能動的であるとか、攻めであるとか、こちらからの疑問点を積極的に問い合わせするなどの意識改革のほうも必要だという認識に立っております。

ただ、全く作業がしてないという状況ではなくて、今、まさにやっている最中でございますので、それからそれを加速させて、整理とか調査の結果をもって、胸を張ってきっちり説明できる状態にして申請をしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけれども、心にしみてくるような言葉ではなくて、また、上っ面だけかというのが正直な印象です。

まず、説明は誰にするのかといったら、我々に、別に面談とかヒアリングで説明することは重要じゃなくて、原燃が、きちっと法令許可に従って物づくりをしてるのかというのが一番大事なところで、そのチェックを確実にすることが重要なんですよ。

それを社内で、しっかりまずやらない限り、我々に説明する必要は全くない。きちっと、それができてからちゃんと申請をするというべきだし、それを把握した上で検討をするという。

だから、今、やっていますなんですけど、やるための準備が足りてないというのを、僕は言っている。その準備もせずに何か検討するから、上っ面だけになってるんですという。だから、そこが指摘の部分であると。

それが結局、皆さんが言う縦割りとか、そういうような組織構成が邪魔しているところもあるでしょうし、それから、面談でもよく言っているんですけど、皆さんは、組織的に条文というのが、対応というのが基本になっていて、それは我々との関係、法令適合の観点から見たら、それでもいいかもしれないんですけど、現実の世界に入ったとき、要するに今後、物を使うという段階では決してそうではなくて、これは設工認ですから、設計の

対象設備をしっかり設計、建設すると。そして、安全に使えるということが原燃の使命と
いうか、必要なことなので、その対象設備そのものが主役になった設計という意味では、
原燃はその観点でしっかり見ないといけない。

それを、しっかり見た上で、我々に説明する場合は、その条文ごとでもいいのかもしれ
ないですし、いろんな説明の仕方はある。

なので、原燃は、まず、どこを向いて仕事をしているのかというところが、しっかりで
きてなくて、それは、だから審査を通そうと思ったら、まずは自分たちがやっていること
をしっかり把握しなければ、それは審査は通らないですよ。審査だけを通そうという仕
事のやり方は、決して我々は望んでないわけで、その辺りが少し認識として、もともとず
れているのではないかなという気がします、いかがですか。

○日本原燃（決得部長） 御指摘の点、我々の反省事項に入れて、少し社内で議論して対
応したいと思います。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

社内で何を議論するんですか。答えに困って、そういうのを、やっぱり、ここではよく
なくて、少なくともそこに座っている方々は、この許認可に対する責任を負っている。だ
から、その辺りは、この場でしっかり言っていただく必要は、僕はあると思っております。

それでも言えなければ仕方ありませんが。

○日本原燃（決得部長） そういう点で行きますと、我々、実は新規制基準で条件が、与
えられた条件で物を設計して、プロセス、メーカーに発注して作業をしておるわけでござ
います。

ですから、全く設計ができていないとか、機器、条文ばかりを見て機器を造っていない
かという、決してそうではないんだと思っております。

ですから、実際の業務、安全に対する業務というのは、各種されていると。ただ、それ
を全体的にまとめて説明するといったところで、十分理解せずに説明に走って、手戻り等
が起きているといったところがあるかと思っておりますので、決して安全に対する対策、工事、
機器の改造なんかを手抜きでやっているわけではございませんので、そこは、きっちり、
物がありますので、しっかりしていると思っております。

ただ、それを我々、申請と、その許可の適合を示すといった段階においては、十分把握
できていないんじゃないかという御指摘ですので、やられたことをきっちり、まずは把握
することからスタートして、それを基準の適合であるとか、許可の条件の適合であるとい

ったところに照らして、どう説明するかといったところに持っていくという御指摘だと思いますので、それを社内で検討したいという意味でございます。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

そんなの、もう社内で検討する必要なんてまるでなくて、僕からしたら、原燃に対して話をしてるんであって、皆さんが、そこをこれからやるぐらいだったら、実際にやった人がいるんだから、やった人に代わればいいだけ。その人たちは、実際に汗をかいて具体的な設計業務をし、メーカーに発注をし、内容を確認している人が仮にいれば、その人が説明すればいいだけです。

それを皆さんが、その部分を、これまで把握してないというふうにサボってきただけなんだから、その部分を取り返そうとすると、また時間かかりますから、私からしたら、知っている人が社内には必ずいるというふうな説明を、今したわけですから、代わりにその人が説明しても構いませんよ。

○日本原燃（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

やはり、実際に設計をやっている部隊というのは、もちろんその設計条件、ある設備の視点に立ったときに、そこに付加される条件というものを網羅的に把握しているわけですが、その条件が、なんでそういう条件が付加されているのかといった部分については、やはり私どもとか、あと条文担当といったところのほうが知識が長けていると思っております。

ですので、第2グループに向けては、その条文担当だけが説明するとか、設計をやった施設課だけが説明するというわけではなくて、施設課も条文担当も許認可も、みんな一緒になって、お互いの得意分野、不得意分野を補完し合いながら説明していくのかなというふうに考えておりました。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

今の説明で、相当違和感があったところを言うと、設計部隊は、許可とかあまりよく知らないんですと。自分たちのほうがよく知っているんですという、そういう説明の部分が多分あったと思うんですよ。

これ、もうちょっと別の話で言わせてもらおうと、今、そういう話が出て、結構大きな問題だと思っている。全員が、やっぱり許可、法令許可を知った上で、今、いろんな作業なりをしているはずなんですよ。なのに、違った、自分たちが一番よく知っている。だか

ら、自分たちと連携してやるのが適当だ。多分、それは本音なんだと思うんですけど。

だから、この間、トラブルがあったと思いますけど、許可、法令許可を知らない部隊が、あまりよく知らない、皆さんより知らないと言ったほうがいいのか。そういう部隊が現場での重要性を理解せずにやっているというところにも、実は、もしかしたらつながっているのかなというふうに印象を受けましたけど、何か反論があれば言っていただければと思います。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

すみません。ちょっとやり取りがうまくいってなくて、申し訳ございません。

当然ながら、許可で何を約束したか、それは原燃として約束したことです。各施設課含めて、また、条文担当を含めて、許可の内容をしっかりと把握し、法令要求を理解した上で工事の発注をし、設計をして展開をしているというのが実態だという理解をしています。

あとは、2年前の6月に提示いただいた新規制基準の設工認の進め方というところで書いてある、いわゆる類型化なんかを取り寄せながら、いわゆる申請者としてしっかりと新規制基準を受け、設工認をどう示すかというところのパッケージの仕方であったり、申請書としての成り立ちをしっかりと考えた上で持ってこなきゃいけないというところの整理の仕方、いわゆる整理学としては、我々みたいな人間が、やはりしっかりとやってきた設計を吸い上げて、そこを整理をしてお出しをさせていただくということかと思います。

決して我々が全てを把握できていないということではなくて、理解をした上で、そこを整理をして説明をさせていただくという立場かなと思ってございます。

そこは、日本原燃として一体となってやっていくということに変わりはありませんので、しっかりと説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

もう、大体、このぐらいで終わりにしようかなと思いますけど、結局、多分、僕が思うところ原燃は、我々、令和2年にいろいろ計画、こういう形で審査を進めますという方針を示したんだけど、それはそれで、結局原燃は、そういうことにはおかまいなく、個別の設計なり、既に一部の工事も実施していると。そのときに、類型化だとか、この説明のときにどうするとかという、そういうような体系立てた中で設計を多分進めてこなかった。

その結果、今は全部の事実関係がそろっていると。なので、結局は最後は逆算して、遡

って、どういう体系で類似性なり、同じプロセスを踏んできたものという仲間をつくっていくという、これ、この作業を結果的にしなければ、多分いけないだろうと。

そのためには、そのやった結果をしっかりと把握して整理をするということに、最初の計画がしっかりと詰まっていなかったが故に、結果からそれを再整理をする必要性が出てきているのが、多分実態かというふうな印象を受けていますので、それは、そうだったとしたらもう仕方がないんで、それをしっかりとやるしかないんじゃないかと思えますけれども、そういうことですかね。

○日本原燃（石原副部長） 日本原燃、石原でございます。

私が回答させていただいたのは、そういう趣旨でございます。

2年間、何をしていたんだというお話はあると思います。とはいえ、設計が実際並行して進んでいる中で、今回、設工認を出すに当たって、その実態としてあるものを見据えながら、類型をしたり、グルーピングしたりということを整理をするということ、これからしっかりとやらせていただくということかと思っています。

以上です。

○田中委員 あとは、いいですか。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今、2年経ってというところで、その前に、先行していろいろとやっていたというところは、緊急安全対策とかもあってのことだとは思いますが、今となって整理をしていくというときに、今日、資料ですと9ページ、10ページで次回申請で主な変更点、変更点というか既認可からの変更点だったり、追加で説明しなきゃいけないことというのを、粗々挙げていただけてますが、こういった項目について、しっかりと、実態にやったことを踏まえながらまとめていただくということが大事だと思いますので、よく現場の実情を把握していただいて、それを我々に説明していただければというふうに思います。

途中にもありましたけれども、整理で悩むことがあれば面談の打診もしていただいて結構ですし、また、この場でお話をしていくということもありますので、適宜、御相談いただければと思います。

以上です。

○日本原燃（決得部長） ありがとうございます。そうさせていただきます。

○田中委員 あと、よろしいですか。

次回以降の申請の対応につきましては、本日、多数の指摘が、事務局のほうからされま

した。

本日の日本原燃の説明では、説明シナリオが固まった状態ではありません。

本件は重要な事項になりますので、議論ができるように、しっかりした検討を行い、内容を詰めていただきたいと思います。

また、最後に長谷川はじめ、いろんな人たちからいろんなコメント、意見があったんですけども、その意味するところを、単に表面的にならず、何を意味しているのか十分日本原燃においても理解されて、対応をお願いしたいと思います。

ほか、なければ、これで議論は終了いたします。

全体を通して、何かありますか。ないですね。

ありがとうございました。

では、これもちまして、第459回審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。